

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営の透明性、効率性の確保と監督機能を向上させることに努めております。

#### (1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、少数株主等にも十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

#### (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

#### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明快な説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

#### (4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

取締役会は、経営理念を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行います。

当社は、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

また、当社は、監査役会設置会社として、監査役の独立性・独任制、常勤監査役といった監査役制度のメリットをいかしつつ、過半数を社外監査役で構成する監査役会により取締役の職務の執行を監査しています。

#### (5) 株主との対話

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役1名を置いています。増員が必要と考えており、検討を続けています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1. 当社は、取引先との良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的目的で、一部の株式を保有しております。

2. 当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。

#### 【原則1-7. 関連当事者間取引】

当社と支配株主との取引については、少数株主の保護に関する指針に従い、上場企業としての独立性を確保し、一般取引と同様に、取引内容および条件等を公正かつ適切なものにするものとしております。

また、当社と役員との取引についても、株主共同の利益を害することのないよう、一般取引と同様の対応を行うものとしております。

これらの指針を実行するため社外監査役も同席する取締役会において当該取引に関する決議を行うものとしております。

更に、利益相反を回避するための措置としては、独立役員の見解も踏まえ、当該取引が利益相反の懸念を有する取引であると判断した場合には、利害関係者を除いた取締役会決議を行うことで利益相反を回避することとしております。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略・経営計画等

当社のホームページにおいて、経営理念および経営計画(中期経営計画)を掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.shinwart.co.jp/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)役員報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各取締役の中期的な業績に連動して決定することとしており、代表取締役の作成した案について、独立社外取締役の参加する諮問会議がその適正性等について検討し、答申を行います。取締役会はその答申を得て、報酬を決定します。

(4)当社の取締役候補者は、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。また、当社の監査役候補者は、幅広い多様な人材の中から監査役会の同意を得て決定するものとします。

本方針の下、代表取締役が提案する候補者案に対し、社外取締役の参加する諮問会議がその適正性等について検討し、答申を行います。取締役会はその答申を得て、取締役候補者を決定します。

(5)取締役の個別の選任理由については、本報告書の別表をご参照下さい。

(社外取締役及び社外監査役については、本報告書【取締役関係】【監査役関係】に記載していますのでご参照下さい。)

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることを取締役会規則で定めております。

また、取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づき、個別の業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任することで、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性の判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社は現在取締役が10名以内としており、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上に繋げていくようにしたいと考えております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任状況については、当社株主総会招集ご通知において開示しております。なお現在の取締役・監査役に関する上場会社役員との兼任状況は次の通りです。

河合健一(当社社外監査役) 協立電機株式会社社外取締役

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、毎年1月から3月にかけて、各取締役による取締役会の自己評価を実施いたします。また、社外取締役との間で、毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施した上で、取締役会の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の評価を行っております。2014年度、取締役会は13回開催され、経営戦略やコーポレートガバナンス、M&A、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われました。現在の当社取締役会は実効性があるものと評価しております。

【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務遂行を支援してまいります。

当社の社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社の経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成します。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)株主との対話については、総務人事部が窓口となり、管理担当取締役(常務取締役)が株主との実際の面談・対話に対応することとしております。

(2)株主との対話を補助する社内体制は、主に総務人事部と経理部が連携して、株主対応を補佐する体制にしております。

(3)個別面談以外の株主との対話については、当社HPを活用した決算情報等の開示を行っております。投資家向け説明会も今後行う方針です。

(4)株主との対話において把握された株主の意見は、その内容に応じて速やかに社長以下経営幹部に報告することになっております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理については、対話に関わる役職員は、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」の定めを遵守し、インサイダー情報の管理を徹底します。また、当社のHPでは、ディスクロージャーポリシーと決算情報に関して沈黙期間の設定している旨を開示しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴与商事株式会社	1,716,000	11.83
鈴与興産株式会社	1,620,000	11.17
株式会社ENEOSウイング	1,320,000	9.10
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,000,000	6.89
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	660,000	4.55
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	618,062	4.26
鈴与建設株式会社	523,000	3.60
株式会社清水銀行	500,000	3.44
株式会社静岡銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	500,000	3.44
鈴与シンワート従業員持株会	481,276	3.31

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	鈴与株式会社 (非上場)

### 補足説明

——

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、上場企業として一定の独立性を確保し、支配株主との取引等においても、一般取引と同様に、取引内容及び条件等を公正かつ適切なものとするにしております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

＜親会社(支配会社)との取引、親会社からの独立性確保について＞

当社の親会社は鈴与株式会社であり、間接所有分を含め、当社の議決権の42.18%を所有しております。当社はグループにおいて、情報事業を担当する会社として、親会社およびグループ企業と良好な協力関係を維持しつつ、経営上の独立性を保ちながら事業を遂行しております。親会社等との取引については、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格に基づき、適正取引を確保しております。また、

グループ内取引に依存することなく、グループ外との取引拡大を積極的に推進しております。なお、事業再編成に伴う株式評価については、外部機関の評価を参考にしております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
佐藤 滋美	他の会社の出身者			○									
香月 恒弘	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 滋美		佐藤滋美氏は、当社の兄弟会社である鈴木システムテクノロジー株式会社の代表取締役社長であります。	同業他社の経営者としての豊富な経験と見識を当社の経営に反映していただくため。
香月 恒弘	○	—	異業種での経営者としての豊富な経験と見識を当社の経営に反映していただくため。 ＜独立役員として指定した理由＞ 香月恒弘氏は、当社と特別な利害関係がなく独立役員に求められる「一般株主と利益相反

が生じるおそれがない」という理念に適合することから独立役員に選定されております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

4名

監査役員数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の状況について適宜意見交換をしており、相互に情報を共有しております。また、監査役は、内部監査部門とも意見交換をして連携をとっております。

社外監査役員の選任状況

選任している

社外監査役員数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲村 嘉彦	他の会社の出身者													
小路 正夫	他の会社の出身者													
河合 健一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			異業種での経営者の経験により、財務・会計に関する知見を有し、公平な視点での監査を

稲村 嘉彦	○	_____	担っていただくため。 ＜独立役員として指定した理由＞ 稲村嘉彦氏は、当社と特別な利害関係がなく独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれがない」という理念に適合することから独立役員に選定されております。
小路 正夫		_____	異業種での経営者の経験により、財務・会計に関する知見を有し、公平な視点での監査を担っていただくため。
河合 健一		_____	異業種での経営者の経験により、財務・会計に関する知見を有し、公平な視点での監査を担っていただくため。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

実施していませんが、業績を反映し報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

事業報告および有価証券報告書に取締役の年間報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬等の総額の範囲内で、取締役との協議により決定することとしております。なお、個別の報酬については、諮問会議(社外取締役および役付役員で構成)が、代表取締役の提示する案の適正性等について検討し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 当社では、社外取締役からの求めに対しては総務人事部が窓口となり対応しています。また、社外監査役からの求めに対しては必要に応じて

管理部門(総務人事部、経理部)から業務補助スタッフを配置しております。

2. 毎月開催する取締役会の招集通知に決議事項と報告事項とに分けて記載し、当日の議事の内容を把握していただいて取締役会に臨んでいただいております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社の形態を採用しており、経営の意思決定と業務執行を、社外監査役および社外取締役が監査・監督することで事業の健全性とリスク管理を担保しております。

経営管理機能を有する基本的な会議体は、取締役会(取締役、監査役で構成、月1回開催)、経営会議(常勤取締役および常勤監査役で構成、随時開催)および監査役会(監査役で構成、2ヵ月に1回開催)となっており、それぞれの機能を十分に活用して経営に当たっております。

また、役員の報酬および指名の決定に際しては、諮問会議(社外取締役および役付役員で構成)が、代表取締役の提示する案の適正性等について検討し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役による監査体制が、公正で透明性の高い経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しております。また、社外取締役を選任することにより、取締役の業務執行を公正な観点から監督する機能を有しており、現状のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より2日早く発送いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会の招集通知などをホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部がIRを担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規定、行動規範および行動基準を定めており、ステークホルダーの立場を尊重する旨を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ上に掲載しているディスクロージャーポリシーに、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を策定しております。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制としての内部統制システムについて決議しておりますが、その概要は次のとおりであります。

当社は、内部統制システムが経営に与える効果を最大限に発揮させることが重要な課題であると認識しております。取締役、監査役および使用人がその役割を十分に認識し、それぞれの組織体を有効に機能させることにより、透明度が高く、あらゆるリスクを排除することにより、当社をとりまくステークホルダーに貢献できる企業でありたいと考えております。この考え方にに基づき、以下のとおり、内部統制システムの基本方針を定めております。

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理および法令遵守意識をグループ会社全員に浸透させ、未然に違法行為を防止する仕組み、ならびにリスクマネジメントを適正、円滑かつ継続的に行う仕組みを構築し、リスクマネジメント体制を推進するため、社長を議長とする「リスクマネジメント会議」を設置しております。

会議メンバーは常勤の取締役で、オブザーバーとして監査役も出席しております。

また、同会議の附属機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しており、内部通報制度の運用と合わせて、法令違反行為あるいは企業倫理上で問題のある行為の未然防止と早期把握・解決することのできる体制を構築しております。

リスクマネジメント会議及びコンプライアンス委員会のコンプライアンスに関する役割は、次のとおりであります。

- ・企業倫理および法令遵守の考え方を子会社を含む従業員全員に徹底させるとともに、コンプライアンス方針を策定する。
- ・日常の企業活動を行っていく上で、違法行為が起りうる可能性を抽出し、問題を顕在化させる。
- ・内部通報者の秘密保持、不利益な扱いを禁止することを周知し、問題を早期に露見させる環境整備に努める。
- ・コンプライアンスに関連する問題が発生した際に基本方針を策定する。

#### 2. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、当社におけるリスクマネジメントを適正、円滑、継続的に運営していくためにJISQ2001(リスクマネジメントシステム構築の指針。現在、廃止されJISQ31000に吸収)を参考にしつつ、当社の事情に即したマネジメント体制を整備しております。

実際のリスクマネジメント体制では、リスクマネジメント会議が、前述のコンプライアンス委員会の他、品質委員会を含む4つの委員会を附属機関として設置し、各委員会からのリスクに関する報告をもとに、全社のリスクマネジメントに関する承認と意思決定を行うものとし、その役割は次のとおりとしております。

- ・各委員会および各部門、部署からのリスクマネジメント結果報告の承認を行う。
- ・社内に内在するリスクに対する評価の最終化を行う。
- ・全社およびグループで対応するリスクの対策を議論し策定する。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会、経営会議の開催

当社は、取締役の職務の執行を効率的かつ迅速に行うため、次の会議体を定期的に開催してその推進を図っております。

取締役会：経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指し、取締役および監査役の出席のもと、経営の重要案件を審議・決定する。

経営会議：取締役および監査役で構成し、業務執行上の重要事項について審議し、全社的な調整や対策のスムーズな実施に努めるとともに、子会社の業務遂行状況の確認も行う。なお、本会議は、リスクマネジメント会議と連動して開催している。

・取締役、使用人の役割および権限

当社の取締役、使用人の役割と権限については、業務分掌規程や職務権限規程等の社内規程を見直し、その実効を図っております。

・年度事業計画の策定と遂行

当社は、中期的な事業展望に基づき、単年度の事業計画を策定し、これを遂行することにより、統一性のある効率的な事業運営を行っております。また、子会社も当社に準じて事業計画を策定し、グループ間の整合性の確保と円滑な連携を図っております。

・ITの活用

当社は、プロジェクト収支管理システム、部門損益管理システムを稼働させるなど社内のIT化とその改善を推進しており、その後も引き続き、業務の効率化と正確性の向上に向けてIT化とITインフラの整備を進めております。

#### 4. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程である文書管理規程に基づき、また、見直しを行い、文書や情報などの適切な保存、管理を行っております。

#### 5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は次の対応を行うことで、グループ会社のコンプライアンス・リスクマネジメントを統括しております。

- ・子会社内には、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ・当社の経営会議では、コンプライアンス・リスク委員会の活動を含む子会社の業務遂行状況の報告を受ける。
- ・子会社も当社の内部通報制度の適用範囲とする。
- ・関係会社管理規程を制定し、ガバナンス強化と管理徹底を行っている。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの求めに対しては必要に応じて管理部門(総務人事部、経理部)から業務補助スタッフを配置しております。その人選は、取締役と監査役が協議の上決定しております。また、業務補助スタッフの人事異動や人事考課については監査役の意見を聴取して行っております。

#### 7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社は、監査役への報告体制として次の対応を行っております。

- ・重要事項の報告

取締役は、全社的に影響を及ぼす重要な事項について、遅滞なく監査役に報告する。

稟議書その他業務執行に関する重要な文書を監査役に回覧する。

内部監査結果を監査役に報告する。

・監査役の重要な会議への出席

監査役は、重要な決定の過程、業務の遂行状況を把握するため、取締役会および経営会議に出席する。

常勤監査役は、コンプライアンスおよびリスク対応への取組み状況を把握するため、リスクマネジメント会議に出席する。

・監査役会への報告は、通常は常勤監査役に行うが、定期的な代表取締役と監査役会との会合においても時宜をえた報告を行う。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との定期的な会合での意見交換や会計監査人との報告会において監査状況の説明を受けるとともに情報交換を行うなどの連携を図り、効果的な監査業務を行っております。

また、法務に関する事項については顧問弁護士の指導を受けるなど必要に応じて外部の専門家との連携を図り、当社もそのバックアップを行っております。

#### 9. 内部監査規程およびリスクマネジメント規程の制定による内部監査体制の充実

内部監査は、内部統制システムのモニタリングの一環として実施するものであることを認識し、内部統制システムの有効性および効率性の観点から点検および評価を行い、その結果に基づく助言や勧告を通じて内部統制システムの継続的な発展を図ることを目的として、内部監査規程を制定しております。

また、リスクマネジメント規程の制定により経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識および評価し、適切な対策を講ずることによってリスクの低減、損失の最小化を図っております。

なお、社長直属の内部監査担当者を置くこととし選任しております。

#### 10. 「社内情報システム管理規程」制定による、社内のIT全般統制

社内のIT全般統制を図るため、「社内情報システム管理規程」を制定し、管理組織、計画、開発、運用、緊急時対応および内部監査について定めております。

管理体制としては、企画部が社内で使用するハード、ソフト、インフラの新規導入および変更、対外ネットワーク接続等についての重要案件の審議およびITの全般統制に必要な基準等の制定・改廃を行っております。

#### 11. 情報セキュリティ基本方針の策定とISMSの認証取得

業務上取扱うお客さま等の情報資産および当社の情報資産を各種脅威から守るため、情報セキュリティポリシーとして情報セキュリティ基本方針および関連規程・規則を定め実施しております。

また、平成22年3月には、データセンター事業を対象として、ISMS (ISO27001:2005)の認証を取得し、また、平成23年9月にデータセンター事業を除いた情報事業を対象にISMS (ISO27001:2005)の認証を取得し、鈴与シンワート全社で情報セキュリティ管理の強化を図る体制が整いました。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「鈴与シンワート株式会社行動規範」を行動指針の一つとして掲げると共に「反社会的勢力対応の基本方針」により、反社会的勢力および団体との絶縁を宣言している。

・本社総務人事部に不当要求責任者を置いている。

・平素より警察署、(公財)暴力団追放運動推進都民センター等の外部専門機関と連携し情報の収集を行っている。

・外部専門機関および弁護士等と連携を図りながら、所定の対応マニュアルに基づき組織的に対応している。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は鈴与グループの一員であり、当社の発行済株式総数の42.18%を鈴与グループ各企業が保有しており、安定株主としているため、現時点においては買収防衛に関する施策を講じてはおりません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 【適時開示体制の概要】

当社は、株主・投資家を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様へ、当社に対する理解を適正に評価していただくために、当社に関する重要な情報を適時・適切に開示することを基本方針としています。

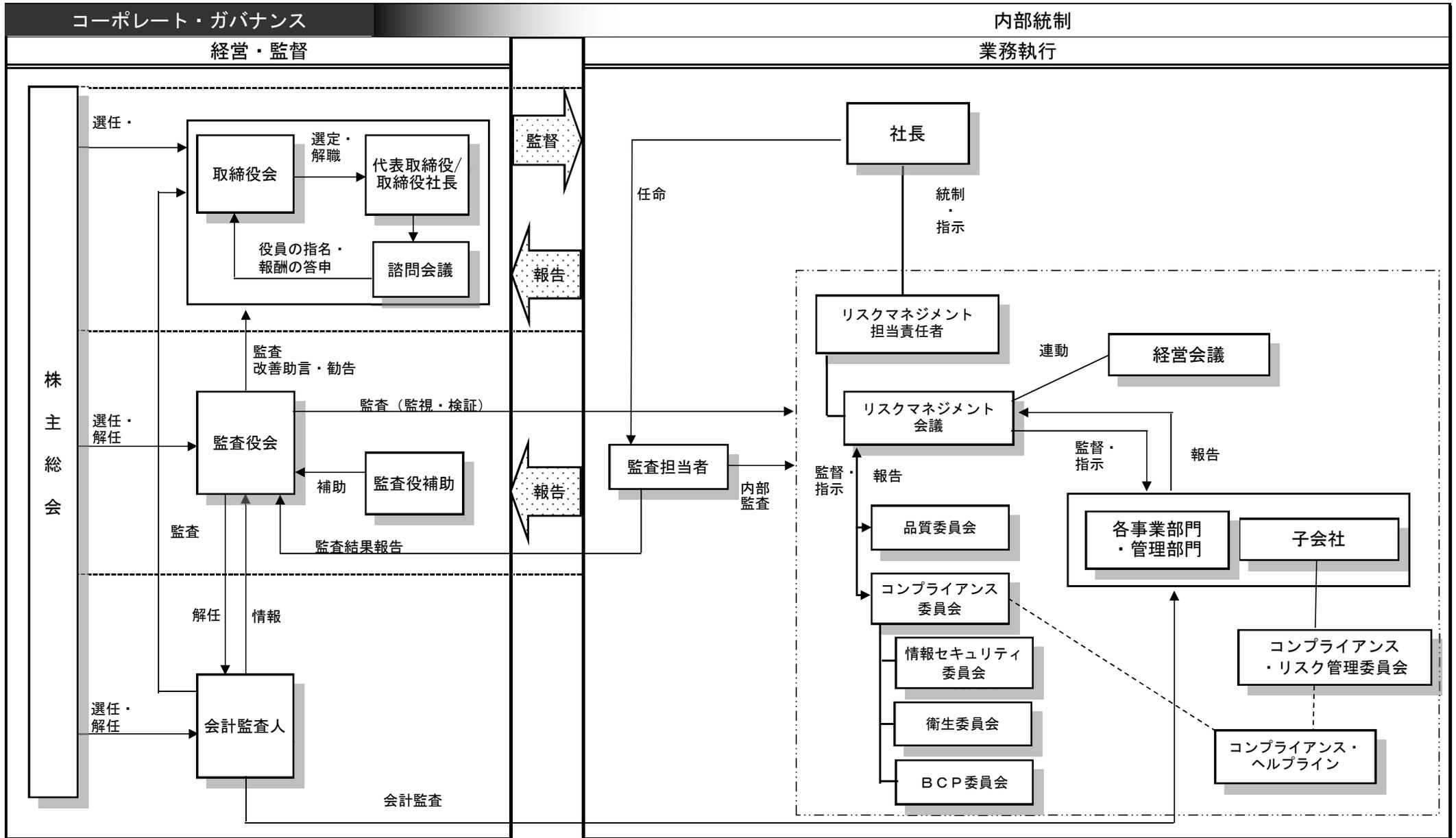
具体的には、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則等に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした情報開示を行っております。また、適時開示規則等が定める重要事実該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様へ有用であると判断されるものにつきましては、可能な範囲で積極的に開示してまいります。

このような基本方針に従い、管理部門を所管する常務取締役を情報取扱責任者とし、総務人事部および経理部が情報収集を行い、取締役会を経て、情報取扱責任者の指示で、総務人事部が開示を行っております。

## 【取締役の選任理由】

取締役の氏名	役職	選任理由
池田 裕一	取締役社長 (代表取締役)	同業他社の経営者としての経験と見識を当社の経営に反映するとともに、2012年6月より当社取締役、2013年6月より当社取締役社長を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。
中山 明久	取締役副社長	同業他社の経営者としての経験と見識を当社の経営に反映するとともに、2007年6月より当社取締役、2012年6月より当社取締役副社長を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。
佐津川 吉秀	常務取締役	他社での経験も含め、経理・財務業務に精通しているとともに、2008年6月より当社取締役、2012年6月より当社常務取締役を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。
吉川 和憲	取締役	同業他社での経験も含め、情報サービス事業に精通しているとともに、2012年6月より当社取締役を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。
道田 隆典	取締役	同業他社での経験も含め、情報サービス事業に精通しているとともに、2012年6月より当社取締役を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。
笠原 茂	取締役	同業他社での経験として情報サービス事業に精通しているとともに、経営者としての経験と見識を当社の経営に反映させることで、当社の更なる発展を牽引することが期待できるため。
高山 秀一	取締役	2013年6月より当社取締役を歴任している実績から、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し、当社の更なる発展を牽引するとともに、他社での経験も含め、物流に精通していることから物流子会社を統括することが期待できるため。

コーポレート・ガバナンス、内部統制 体制図



適時開示 体制図

